

2022年2月

会員及び保護者各位

パルポート紀の川
支配人 三浦 正敏

まん延防止措置適用期間の対応について

平素よりパルポート紀の川の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、1月27日(木)に仁坂和歌山県知事から「まん延防止適用措置」の申請を行う意向が伝えられました。

パルポート紀の川では、行政から自粛等の要請がないことから、期間中もこれまで通り感染対策を行いながら運営をおこなってまいります。しかし、現在のオミクロン株流行の現状を鑑みて、下記の要領で特別振替の対応をさせていただくことといたします。

記

1. 対象は、行政からの発表があった「まん延防止措置適用期間」にコロナ拡大に関する欠席(休会者除)があった場合とします。
2. コロナ拡大に関する欠席は、コロナ陽性・濃厚接触・学校(年、級)閉鎖とし、その他関連すると思われる場合はご相談ください。
3. 特別振替利用期間は、「まん延防止措置解除」の翌月から6ヶ月間とします。
4. 特別振替は、利用期間以外は通常振替と同様のルールにてご利用いただく事が出来ます。
5. 対象クラスは、幼児クラス・小学生クラス・育成クラス・キッズパークとし、振替先がないクラスは対象外とします。

上記の通り特別振替の対応をさせていただきますが、その他の運営及び諸届の締め切り等に関しては通常の対応となりますのでご注意ください。

特に、休会・退会につきましては、前月の20日(20日が日曜の場合は19日)が締切日となっていますことを、ご承知おきください。

締切日以降の届は、お受けすることができませんので、今後のコロナ感染状況が気になる方は、念のために届を出していただくことをお勧めします。

なお、休会届は電話連絡でも構いませんが、退会届はご来館していただく必要があります。

また、「まん延防止措置適用期間中」は、保護者様のギャラリー及びプールサイドでのご観覧を出来る限りお控えいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。